令和　8年　11月　11日

那須烏山市議会議長
　相馬　正典　様

（議席番号）　10番　　矢板　清枝

一　般　質　問　通　告　書

次のとおり通告します。

質　問　事　項	質　問　の　要　旨	質問の相手
1　医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない地域支援体制の構築について	本年7月24日、与野党全会一致で成立した改正支援法により、支援対象が「18歳以上の医療的ケア者」や「重症心身障害児・者」へと拡大され、令和9年4月の施行に向けた体制整備がスタートした。 これまで、当事者やご家族が置かれた支援環境には居住地域による大きな格差が存在し、深刻な課題となっていたが今回の法改正では「地域格差の是正」が明確に規定されたところである。 医療、福祉、教育、保健、就労、防災などを包括的につなぐハブとして、「医療的ケア児等支援センター」の機能強化や連携体制の拡充は一刻の猶予もない。そこで、次の点について伺う。 ① 本市においても、令和9年4月の改正法施行を見据え、県が設置する医療的ケア児等支援センターや近隣自治体、関係機関との連携を強化し、本市における支援の受け皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えるが、市の見解を伺う。 ② これまで医療的ケア児とそのご家族は、高校卒業や18歳という年齢を境に利用できるサービスが激減し、社会から孤立してしまう、いわゆる「18歳の壁」に直面してきた。 この課題に対し改正法では、18歳以降においても切れ目のない医療や就労支援のみならず、「住居の確保」や「生涯学習の推進」に至るまで、当事者の豊かな地域生活を支える施策が新設された。 そこで本市においても、18歳以降を見据えた相談支援や就労・日中活動の場の確保、移行期医療の円滑化、住居や生涯学習の機会確保などを一体的に推進し、「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えるが、市の見解を伺う。 ③ 家族の重いケア負担解消に向けた「夜間ケア・レスパイト・生涯学習」等を含む家族支援の拡充について改正法における最も重要な柱の一つが、ケアを担う「家族への支援充実」である。本市においても、医療的ケア児・者をご家族で支える在宅実態や過酷なケア状況を詳細に把握し、レスパイト枠の拡充や夜間ケアを支える訪問看護・介護体制の整備、きょうだい支援など、「ケアラー支援」の視点に立った施策を大幅に強化すべきと考えるが、市の見解を伺う。	市　長

那須烏山市議会
受
8.11.11
付
9
号

２　市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続について	厚生労働省の調査によると、令和７年における認知症高齢者（６５歳以上）の推計人数は４７１．６万人、軽度認知障害の高齢者（６５歳以上）の推定人数は約５６４．３万人とされている。加えて、判断能力が不十分な者は、令和４年の推計で精神障害者が約６１４．８万人、知的障害者が約１２６．８万人いる。 近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれる。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠である。特に、市民が後見人として活動する「市民後見人制度」は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められる。一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい現状がある。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねない。行政側においても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくない。 そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効であると考える。これにより、市民後見人を含む利用者の負担軽減と、行政事務の効率化の双方の実現に向けて、次の点について伺う。 ① 本市における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数と、今後の見通しについて伺う。 ② 成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について、本市はどのように課題を認識し、検討しているのか伺う。 ③ 導入に向けた具体的な検討状況及び実施時期の見通しについて伺う。 ④ 市民後見人制度の活用促進に向けた市の取組状況と、今後の方針について伺う。	市　長

３　災害時における応援職員の受入れ体制について	令和８年７月２８日、熊本県で最大震度７を観測する地震が発生した。熊本県は災害対策本部を設置し、被害状況の把握と県民の安全確保に取り組んでいる。大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、罹災証明書の交付、被災者相談など、平時を大きく上回る業務が発生する。また、自治体職員自身が被災し、十分に参集できない可能性もある。その際、他の自治体から応援職員を受け入れることになるが、派遣元や人数が平時からすべて確定しているわけではない。だからこそ、本市がどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制が重要であると考える。 そこで、本市の人的受援体制について伺う。 ① 本市は人的応援の受入れに関する受援計画について策定時期、直近の見直し、計画の対象業務を伺う。 ② 避難所運営、住家被害認定、罹災証明書交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数を事前に算定しているのか伺う。 ③ 人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体への要請ルートは明確になっているのか伺う。 ④ 応援職員の受入れを統括する体制、執務場所、通信環境、宿泊場所、各部局への配置と指揮命令の方法は整備されているのか伺う。 ⑤ 受援計画に基づく全庁的な訓練を行い、その結果を踏まえて計画を見直す考えはあるか伺う。	市　長

総計時間	６０分	発言所要時間	３０分	答弁を求める予想時間	３０分